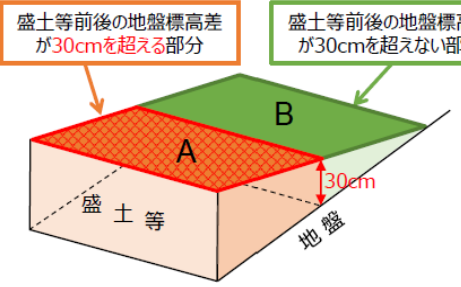

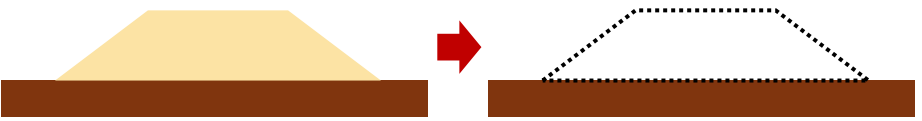


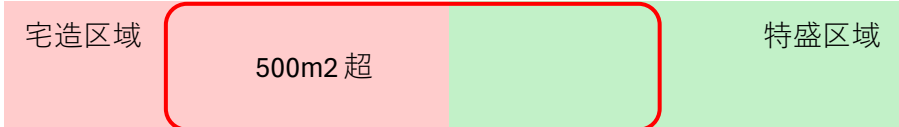
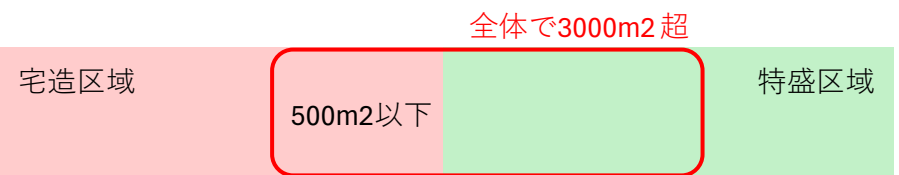

# 許可申請の手引き（第5版）に関するQ&A

手引き	質問	回答
P.7~8	<p>注2により、30cm以下の盛土は許可不要となっているが、盛土等の高さが30cmを超える部分と超えない部分がある場合、許可対象の面積はどこで判定するのか。</p>	<p>盛土等の高さが30cmを超える部分（A）と超えない部分（B）がある場合は、30cmを超える部分の面積（A）が許可対象規模を超える場合に許可が必要になります（図1）。</p> <p>ただし、法尻は許可対象規模の判定面積に含まず（図2）。</p> <p>(図1)</p>  <p>A : 許可対象規模の判定面積 A+B : 盛土又は切土を行う土地の面積（手数料算定面積）</p> <p>(図2)</p>  <p>「盛土又は切土をする土地の面積」 = 申請手数料算定面積 = 許可対象規模判定面積</p>
P.7~8	<p>切土を行い、平地にする場合も規制対象となるか？</p>	<p>切土をして平地になる場合（切土法面が生じない場合）は規制対象外です（図3）。</p> <p>(図3)</p> 

## 許可申請の手引き（第5版）に関するQ&A

手引き	質問	回答
P.7～8	アスファルト舗装部分は盛土の高さに含めるのか。	アスファルト部分は含めないこととします。ただし、舗装の下に路盤材を施行する場合は、路盤材部は標高差に含めます。
P.9	公共工事は許可不要となるか？	表2-4にあげた公共施設用地における工事は、許可及び届出を要しませんが、表2-4に該当しない施設（庁舎や図書館等）での盛土・切土や、残土処分場等は規制対象となります。
P.10	工事の施行に付随して行う土石の堆積について、砂利採取法の認可を受けたプラントに置ききれない骨材製品等を、近隣接地に置く場合は規制対象になるか。	本体工事（プラント）と一体的に安全管理可能で、容易に状況を把握し到達できる範囲内（数キロ程度を想定）のものは、「工事現場の付近」の土石の堆積として、許可不要となります。
-	建築物等の工作物を建築・築造する際の掘削及び埋戻しは、規制対象となるのか。	建築物等の工作物を建築・築造に伴う掘削及び埋戻しについては、土地の形質が変更されたものとみなされないため、規制対象外となります。

## 許可申請の手引き（第5版）に関するQ&A

手引き	質問	回答
	<p>宅造区域と特盛区域をまたいで盛土を行う場合、どのような手続きになるか。</p>	<p>①宅造区域で行う盛土が、宅造区域の許可対象規模を超える場合 盛土全体について宅造区域の許可（法12）が必要です。</p>  <p>②宅造区域で行う盛土が、宅造区域の許可対象規模未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土全体が特盛区域の許可対象規模を超える場合 →特盛区域の許可（法30条）が必要です。</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土全体が特盛区域の届出対象規模を超える場合 →特盛区域の届出（法27条）が必要です。</li> </ul> 
P.18	<p>設計者資格（表3-4）の⑤オについて、主務大臣が認める者とは、具体的にどのような者を指すのか。</p>	<p>⑤オについては、現時点で国土交通省から示されているものではありません。</p>

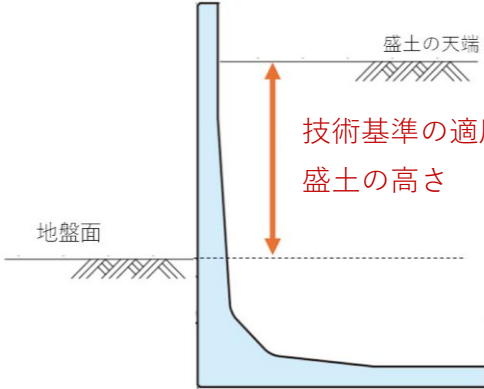
## 許可申請の手引き（第5版）に関するQ&A

手引き	質問	回答
P.23	周辺住民への周知について、表4-4の範囲に住宅等がなければ周知は不要か。	表4-4は範囲の考え方の例です。この範囲に住宅等がなければ、周知が不要となる場合も考えられますが、工事による影響を十分配慮するようにしてください。
P.27	「面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置」には、設計者の資格証明書が必要となるが、土側溝を設置する場合も該当するか。	盛土の安定のために必要な排水施設であれば、土側溝も該当します。
P.28	工事主の資力・信用に関する書類で、役員の住民票とあるが、役員の範囲は。	会社法上の役員のうち取締役など、法人の業務を執行する者・事業について決定権を持つ者については、住民票等の提出を求める対象となります。
P.29	委任状に印鑑は必要か。	印鑑は不要です。
P.37	中間検査の対象となる「盛土前又は切土後の地盤面に排水施設を設置する工事」とは、具体的にはどのような工事か。	例えば、地下水排水を目的とする暗渠排水工で、盛土をする前の地盤面（地山）に設置するものが対象となります。 なお、盛土工事を一定程度進めた途中段階で、雨水排水管等を設置する場合は対象外となります。
P.37	中間・完了検査の申請をしてから、現場検査実施までは何日くらい日待ちをしておけばよいか。	申請から検査までの日数を定めていませんが、工事進捗の妨げとならないよう、検査日時については申請前からでも調整いたします。 降雪前等は検査が集中する場合がありますので、早めの連絡をお願いします。
P.37	中間・完了検査の申請は、工事完了から4日以内となっている。例えば、木曜日に工事完了した場合、土日を挟んで翌週の月曜日には申請しなければならないということか。	木曜日に工事完了した場合、翌週月曜日までに申請することになります。「4日以内」は省令で定められた日数ですので、事前に申請の準備をお願いします。 なお、火曜日・水曜日に工事完了した場合等、申請の期限が土日（閉庁日）に当たるときは、翌週月曜日（閉庁日の翌日）が申請の期限となります。
P.40	許可時の計画より盛土高を低くする場合も、変更許可申請は必要か。	盛土高を低くする場合も、工事の計画の変更であるため、変更許可申請が必要になります。

## 技術的基準（第4版）に関するQ&A

技術的基準	質問	回答
P.10	<p>溪流等における盛土について、安定計算等の措置を行うこととされているが、「溪流等の範囲」に該当するかの判定方法は？</p>	<p>「溪流等の範囲」は下記の県ホームページで公開しています。  <a href="https://www.pref.niigata.lg.jp/site/toshiseisaku/morido-keiryu.html">https://www.pref.niigata.lg.jp/site/toshiseisaku/morido-keiryu.html</a>                      ここで示す範囲は、地形データより「溪床勾配10度以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25mの範囲」を抽出したものです。                      ここで示す以外にも、定義に当てはまる土地とみなされる場合には、溪流等における盛土として取り扱うことがあります。一方で、ここで示す範囲内の盛土であっても、詳細な現地測量結果等により、定義に当てはまらないことが確認できる場合には、溪流等における盛土として取り扱わない場合もあります。</p>
P.11	<p>溪流等で盛土を行う場合、三次元解析が必要か？</p>	<p>溪流等における盛土は崩壊発生時に溪流を流下し大規模な災害となりうることから、慎重な計画が必要であり、極力避ける必要があります。やむを得ず盛土を行う場合は、現地状況を調査し、盛土の安定性の検討が必要です。                      溪流等における盛土の高さは15m以下を基本としますが、15mを超える大規模な盛土（盛土量5万m<sup>3</sup>超）は、二次元の安定計算に加え、三次元の変形解析や浸透流解析等を行う必要性を検討することとしています。</p>

## 技術的基準（第4版）に関するQ&A

技術的基準	質問	回答
P.22	<p>盛土で1m超の崖が生じる場合、擁壁の設置が義務付けられており、技術的基準が適用される。</p> <p>擁壁の設置義務や技術的基準の適用は、擁壁のどこの高さで判断されるか。</p>	<p>崖の高さ（地盤面から盛土の天端までの高さ）で技術基準の適用を判断します。</p>  <p>なお、申請書に記載する擁壁の高さ（擁壁の見え高）も上記の高さとします。</p>
P.23~24, 37	<p>技術的基準が適用される場合、大臣認定擁壁の使用が必須になるのか。</p>	<p>大臣認定擁壁の使用は必須ではありません。</p>
P.39	<p>任意設置擁壁とは、具体的にどのような擁壁か。</p>	<p>擁壁の設置義務（P.21~22）に該当しない擁壁は「任意設置擁壁」です。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土で1 m以下の崖に設置する擁壁</li> <li>・切土法面で、表2.1.1の「擁壁設置不要となる崖面」に設置する擁壁</li> <li>・崖に該当しない法面（30度より緩い法面）に設置する擁壁</li> </ul>